

国民年金制度の

一部が 変わります

国民年金は、世代と世代が
支え合う仕組みです。あなた
が納める保険料と国が負担し
たお金を基に年金が支払われ
ています。

そして、あなたが年金を受
け取るようになったときには、
あなたに続く世代の人と国が
あなたの年金を保証します。

今号は、この国民年金制度
の内容が、今年の4月から一
部改正されるため、国民太郎
夫妻の家庭での会話を通して、
みなさんにできるだけ分かり
やすくお知らせします。

登場人物



国民太郎さん

自営業の太郎さんは、老後の
ためにも国民年金の制度が変わ
るということで、変わる内容を
市役所に行って聞いてきました。



国民花子さん

太郎さんの奥さん。4月から
国民年金制度が変わることに興
味があり、自分自身の勉強のため、
夫に変わる内容を聞きました。



今までは登別市から郵送され
る納付書で、登別市に保険料
を納めていたけれども、14年



保険料の納付先が変わってど
こになるの。

保険料の納付先が 変わります

度からは、国から送られてくる納付書
で、全国の銀行などの金融機関から直
接国に納めることができるようになる
んだよ。



なるほど。それじゃ、13年度
の保険料はどうなるの。



13年度の分については、今ま
でどおり14年4月までは登別
市に納めなくてはならないん
だよ。



ところで、わが家では、年金
保険料を口座引き落としで登
別市に納付しているけど、手
続きはどうなるの。



現在口座引き落としで年金保
険料を納めている人は、手続
きをしなくても、継続して口
座引き落としにより国に保険料が納め
られるんだ。

保険料半額免除が 新設されます



半額免除ってなに？ ほか
にも保険料を免除できるもの
があるの。



まず、年金制度について説明
しておこう。
年金を受け取るには、表1の
ような納付期間が必要になってくるん
だよ。

でも、長い人生の中で保険料を納め

るのが難しいときもあると思うんだよ
ね。この納付期間には保険料の免除期
間も含まれて計算されるんだ。
だから病気やケガ、失業などの経済
的な理由で保険料を納めることができ
ないときは、免除申請をするといひん
だよ。

受給者資格納付期間（表1）

生年月日	納付期間
昭和2年4月1日以前	21年
昭和2年4月2日～ 昭和3年4月1日	22年
昭和3年4月2日～ 昭和4年4月1日	23年
昭和4年4月2日～ 昭和5年4月1日	24年
昭和5年4月2日以後	25年



免除申請について、もう少し
詳しく説明してよ。



免除とは、全額免除のことで、
免除申請が認められると、そ
の期間の保険料の納付を10年
間延ばしてくれるんだ。

この免除期間の保険料について、も
し納めることができなくても、年金の
受給資格期間として計算されるし、年
金を受け取る金額の計算をするときは、
3分の1納めたとして認めてくれるん
だよ。